

平成29年9月5日

保護者 様

栃木市教育委員会教育長 赤堀 明弘
栃木市立国府南小学校長 宗方 順子

弾道ミサイルが飛来する可能性がある場合の避難対応について

初秋の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日ごろより本市及び本校の教育活動にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたびの北朝鮮の弾道ミサイル発射に際し、飛来の可能性がある対象地域に、Jアラート（全国瞬時警報システム）による緊急情報の伝達がありました。

つきましては、今後も、緊急の対応が必要になることが予想されますので、児童生徒の安全確保のため、下記の対応を行ってまいります。保護者の皆様にもご理解、ご協力をいただきたく、よろしくお願い致します。

記

1 Jアラート（全国瞬時警報システム）による情報伝達があった場合の対応

Jアラートによる市民等への情報伝達方法

- ① 防災行政無線（屋外スピーカー）からの緊急放送
- ② コミュニティFM（FMくらら857）による緊急放送（防災ラジオの自動起動）
- ③ 携帯電話・スマートフォンへの緊急速報メール（docomo・au・SoftBank等）

（1）登校前に、Jアラートによる情報伝達があった場合

- ① 自宅待機とする。
- ② 弾道ミサイルによる被害の可能性がなくなったと判断できた場合、教育委員会が緊急メールにより学校に連絡する。それを受けて学校は、緊急メール等により保護者に登校時間の連絡をする。児童生徒は学校からの連絡を受けてから登校する。

（2）登下校時に防災行政無線から緊急避難を促すサイレン等の緊急放送があった場合

- ① 通学路の交通の状況に配慮しつつ、落ち着いて直ちに次の行動を取る。
 - ・屋外にいる場合：できる限り建物の中に避難する。
 - ・建物がない場合：物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。弾道ミサイルの被害の可能性がなくなった後は、原則として自宅か学校のどちらか安全で近い方に移動する。学校は、児童生徒の安否を確認する。
- ② 登下校時に緊急放送等があった場合、どのように行動し、どこに避難するか等について事前に家庭でよく話し合い、状況に応じて判断し、行動できるようにする。

（3）学校においてJアラートによる情報伝達があった場合

- ① 直ちに授業等を中止し、児童生徒を安全な場所（窓から離れるか、窓のない部屋）に避難させる。

2 その他

弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾する可能性があるため、児童生徒が自分で瞬時に安全のための行動を選択し実践することが求められる。このことから、平素より様々な場面を想定した上で、児童生徒一人一人の判断による速やかな避難行動ができるようにしておくことが重要である。